

成長分野人材確保・育成事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県の成長分野産業である半導体関連産業及び情報関連産業企業における、労働者の新規雇用に伴う人材育成に必要な経費を支援することにより、成長分野の人材確保と県内への定着を図るため、予算の定めるところにより、成長分野人材確保・育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令の定めによるほか、この実施要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 対象労働者とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者をいう。

- (1) 雇用開始日において県内に居住する者、又は第3条第4号の研修・訓練実施後の配属時に県内に居住する者。
- (2) 別表1の対象事業を営む事業者の県内事業所に勤務する者、又は第3条第4号研修・訓練実施後に配属予定（県外から県内への異動を含む）の者。
- (3) 新規学卒者でない者。
- (4) 雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去1年間に雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがない者又は職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない者。
- (5) 雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者。
- (6) 1週間の所定労働時間が20時間以上かつ雇用保険に加入していること。

3 無期雇用労働者とは、雇用期間の定めのない労働契約を締結する労働者とする。

4 有期雇用労働者とは、3か月以上の雇用期間の定めがあり、かつ 契約更新の可能性がある労働契約を締結する労働者とする。

5 大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社とする。

(補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 県内で別表1に掲げる対象事業（以下「補助事業」という。）を営む者又はその者に対して労働者派遣事業を営む者で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- (2) 県内に本店若しくは主たる事業所を有すること。
- (3) 対象労働者を無期雇用労働者又は有期雇用労働者として令和3年4月1日以降、新たに雇入れ若しくは県外の事業所から県内事業所へ配置転換を実施する事業者であること。
- (4) 対象労働者を雇入れ後、職務の遂行に必要な技能・知識の向上を図るための一定期間の研修・訓練を行うこと。
- (5) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管可能であること。

- (6) 対象労働者の就労に対する適法な賃金（手当等を含む）の支払いを、労働条件に定める支払期日までに完了可能であること。
- (7) 対象労働者に対し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行い、かつ同法第 9 条第 1 項に定める確認を受けた事業主であること。
- (8) 長崎県地場企業工場等立地促進補助金に係る立地協定済みの大企業でないこと。
- (9) 国又は地方公共団体の各種補助金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない補助金の交付を受け、又は受けようとする。）をしていないこと。
- (10) 次の各号のいずれにも該当しない者。
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ニ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの
- (11) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等、補助金の交付が適当でないと思われる者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

- 第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を行うために直接必要な経費であって、別表 2 に掲げるものとする。
- 2 補助率及び補助金の額は、別表 3 のとおりとする。
 - 3 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

- 第 5 条 規則第 4 条の規定により、補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付すべき書類は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
 - (3) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
 - (4) 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (5) 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第 3 号）
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第 4 条の知事が定める申請書を提出できる時期は、別に定める。

（交付決定前の事前着手）

- 第 6 条 補助申請者は、交付の決定前に補助申請者の責任において事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第 4 号）を第 5 条第 1 項の規定による補助金交付申請書に併せて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届出書を受理した場合には、補助金交付申請書に添付する事業計画書等の趣旨に

合致することを確認したうえで、交付申請日以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費を補助対象とすることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第5条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ変更承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分ごとの配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

3 第1項の変更承認申請書に添付すべき書類は、第5条第1項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものとする。

(状況報告等)

第10条 規則第11条の規定による報告は、次によるものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第8号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、知事の求めがあった場合には、規則第11条に基づき補助事業遂行状況報告書(様式第9号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第13条第1項の規定に基づき、実績報告書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 成長分野人材確保・育成事業費補助金事業実績書(様式第11号)

(2) 補助対象労働者一覧(別紙1)

(3) 対象労働者の雇い入れを証明する書類の写し(労働契約書、雇入通知書等)

(4) 対象労働者にかかる出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類の写し

(5) 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告を行う期限は、当該年度3月31日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第14号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命じる。

(個人情報の取扱い)

第16条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する当該事業主が交付金の交付申請等を行った場合、当該事業主は、交付申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表1 対象事業（第2条、第3条関係）

対象事業	対象事業者	対象職種（例）
(1) 半導体関連	①半導体製造、半導体材料製造及び半導体製造装置製造など半導体関連事業を行う事業者 ②半導体関連事業所に、製造等に関する技術者の人材派遣を行う事業者	① 半導体製品製造工 ② 半導体製造装置製造工 ③ ウエハー製造工 ④ その他知事が認めるもの
(2) 情報産業関連	①情報処理サービス、ソフトウェアの開発、保守など情報産業に関する事業を行う事業者 ②県内の情報産業関連事業所に、技術者の人材派遣を行う事業者	① システム設計技術者 ② ソフトウェア開発技術者 ③ システム運用管理者 ④ 通信ネットワーク技術者 ⑤ その他の情報処理・通信技術者 ⑥ その他知事が認めるもの

別表2 対象経費（第4条関係）

対象経費	
経費区分	内容
① 新規雇用者人件費	○新規雇用者の研修・訓練期間中の人件費 ・職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るために必要なOJT又はOFF-JT等の研修・訓練であること。 ・研修・訓練期間は最大3ヶ月を上限とする。 ・人件費＝基本給＋各種手当(※)＋社会保険料＋雇用保険料 ※福利厚生目的の各種手当のうち、食事手当等は除く ※雇入れた日から6か月経過した時点、かつ実績報告時点で離職していないこと。
②研修等実施費用	○外部研修等の受講料 ○社内研修等の外部講師に対する謝金 ※旅費（交通費、宿泊費等）は対象外
③その他	○その他、事業の実施に知事が必要と認めるもの

別表3 補助率及び補助金額（第4条関係）

補助率	補助金額
2分の1以内	上限：500万円 下限：50万円

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
申請者 法人名
代表者職・氏名 印

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金交付申請書

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金
等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円
- (3) 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- (4) 補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額
(円) - (円) = (円)

(関係書類)

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 県税に未納がないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
- 3 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書又は新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類
- 4 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- 5 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

事業計画書

I 申請者の概要

企業名			
代表者	（役職）	（氏名）	
本社所在地			
県内事業所所在地			
担当者	（部署）	（役職）	（氏名）
TEL			
電子メール			
設立		決算期	
企業の沿革			
主要事業の状況	品目名	年間売上高（千円）	主な取引先
	計（総売上高）		/
人材確保・育成関連 補助金、助成金等の 利用状況 ※ 過去利用分及び 今後の予定を記載	時期	対象事業	交付機関・制度名
			補助金額（千円）

II 事業計画

1. 事業内容		
2. 人材確保等における現状と課題		
3. 採用職種及び研修・訓練内容	(職種) (採用人数)	
	(研修・訓練内容)	
	(実施期間)	
	(職種) (採用人数)	
	(研修・訓練内容) (実施期間)	
4. 事業効果見込み		
5. 補助申請額	補助対象経費	補助金申請額 (補助対象経費の1/2以内)
	千円	千円

注1. 欄が不足する際には適宜行を追加し、具体的に記載してください。

注2. 「5. 補助申請額」は、「(別紙) 補助対象経費明細」の金額の合計と一致させてください。

注3. 補足説明があれば、適宜資料を添付してください。

(別紙)

補助対象経費明細

経費区分	内容	説明・積算内訳	金額
新規雇用者人件費			円
研修等実施費用			円
その他			円
補助対象経費計			円
補助金申請額 (補助対象経費の1/2以内)			円

注1. 「金額」の欄は、「Ⅱ事業計画」の「5 補助申請額(補助対象経費)」の金額と一致させてください。

注2. 「内容」は、実施要綱別表2の「補助対象経費」欄を参考に経費の内訳を記入してください。

注3. 謝金については、指導分野(指導を受ける内容)、単価・回数(時間)等を記入してください。

Ⅲ 採用・研修スケジュール（令和 年度）

職種	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

Ⅳ 雇用者数の推移及び計画

（単位：人）

項目	2年前 （年月）	1年前 （年月）	直近 （年月）	1年後 （年月）	2年後 （年月）	備考
役員						
正社員						
その他						
合計						

注1. 「2年前」及び「1年前」と比較して「直近」の雇用人数が減少している場合で、特段の理由がある場合は備考欄に記載してください。

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

申請者 名 称

代表者職・氏名

印

誓 約 書

成長分野人材確保・育成事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

本事業に関する一連の書類を補助事業の完了から5年間保存することを承諾します。

本事業で補助対象としている経費については、国その他の補助事業の対象にしていません。

※県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

名 称

代表者職・氏名

印

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金事前着手届出書

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金について、下記条件を承諾のうえ事前着手したいので、同補助金実施要綱第7条の規定により届出します。

記

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円
- (3) 事前着手予定日 年 月 日
補助事業完了予定日 年 月 日
- (4) 事前着手が必要な理由

<条 件>

- ①申請者の責任において事前着手することとし、交付決定にならなかった場合は申請者の負担となること。
- ②交付決定額が申請額に達しない場合においても異議はないこと。

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金交付決定通知書

住 所
名 称
代表者職・氏名

年 月 日付けで申請のあった 年度成長分野人材確保・育成事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

長 崎 県 知 事

記

1 交付決定額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 交付決定の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで交付申請のあった成長分野人材確保・育成事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

なお、補助事業に要する経費の配分及び配分した経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) 補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。
- (2) 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の20パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。

- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- (4) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。また、補助事業完了後2年間、県が行う事業成果等に関する調査に協力しなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及び成長分野人材確保・育成事業費補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業（の内容、の経費の配分）を下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費の配分

別紙のとおり

(別紙)

経費区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		経費の内訳
	変更前	変更後	変更前	変更後	
新規雇用者人件費					
研修等実施費用					
その他					
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

**年度成長分野人材確保・育成事業費補助金
に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を
下記の理由により中止（廃止）したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第 16号）
第11条第2項第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注） 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

**年度成長分野人材確保・育成事業費補助金
に係る補助事業遂行状況報告書**

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の遂行状況について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

成長分野人材確保・育成事業費補助金に係る補助事業遂行状況

I 採用状況

職 種	採用予定者数	採用者数
合 計	名	名

II 執行状況

費用区分	補助金交付決定額に係る補助対象経費①	執行済額 (支払済額) ②	今後の執行 予定額 ③	差 引 ①-(②+③)	執行率 ②/①%
新規雇用者人件費					
研修等実施費用					
その他					
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名 印

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった成長分野人材確保・育成事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助事業に要した経費 | 円 |
| 3 | 補助金額 | 円 |
| 4 | 補助事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 5 | 補助金所要額 | 円 |
| | － 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | ＝ 補助金額 |
| | 円 | － 円 = 円 |

関係書類

- (1) 成長分野人材確保・育成事業費補助金 補助事業実績書（様式第11号）
- (2) 補助対象労働者一覧（別紙1）
- (3) 対象労働者の雇い入れを証明する書類の写し（労働契約書、雇入通知書等）
- (4) 対象労働者にかかる出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類の写し
- (5) 公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

成長分野人材確保・育成事業費補助金 補助事業実績書

1. 補助金支出表

費用区分	補助事業に 要した経費	補助金額	経費の内訳
新規雇用者人件費			
研修等実施費用			
その他			
合 計			

2. 事業実施内容

① 事業実施内容	
② 具体的成果	新規雇用及び研修実施人数 名
③ 実施場所	
④ 実施期間	

(別紙1)

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金 対象労働者一覧

番号	氏名	性別	年齢	居住市町名	雇用形態	配属先	雇用開始年月日	研修・訓練期間	雇用開始から6ヶ月後在籍状況	訓練期間中支払済賃金計(最大3ヶ月分)
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円
		男・女		市	・正社員 ・その他()		令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	適 ・ 否	円

欄が不足する場合は別業とすること

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金 交付額確定通知書

住 所
名 称
代表者名

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定をした成長分野人材確保・育成事業費補助金については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第14条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。

令和 年 月 日

長崎県知事 中村 法道

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 交付確定額 | 円 |

様式第13号（第13条関係）

年度成長分野人材確保・育成事業費補助金
（概算払・精算払）請求書

金 円 也

年 月 日付け 第 号をもって（交付決定・額の確定）の通知があつた上記の補助金について、成長分野人材確保・育成事業費補助金実施要綱第13条の規定により、請求内訳書を添えて請求します。

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名 印

※振込先口座
金融機関名
預金種別
口座番号
口座名義

（概算払の場合）

必要とする理由：

※事業実施状況（出来高）がわかる書類を添付すること。

請 求 内 訳 書

費用区分	交 付 (変更交付) 決定年月日	交 付 (変更交付) 決 定 額	既受領額 (円)	今回請求額 (円)	事業完了 (予定) 年 月 日
新規雇用者人件費					
研修等実施費用					
その他					
合計					

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所

申請者 名 称

代表者職・氏名

印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

成長分野人材確保・育成事業費補助金要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。